

## 釜石市就学援助制度のお知らせ

就学援助とは、お子さまが小中学校に通学するうえで経済的にお困りの保護者の方を対象に、学用品費、修学旅行費、学校給食費など、学校生活で必要な費用の一部を援助する制度です。

### 1 対象となる方

次のいずれかに該当する方が対象となります。

申請理由	備考
① 生活保護の認定を受けている方	
② 児童扶養手当の全部支給を受けている方	
③ 経済的に教育費の負担が大きい方	所得基準要件あり (生活保護基準額の1.3倍未満)
④ 東日本大震災で被災し、住宅が全壊または半壊した方	"
⑤ 東日本大震災で主たる生計中心者が死亡または行方不明となってなっている方	"
⑥ 福島原発避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域に指定された地域から避難している方	"

(参考) 所得基準額の目安

※あくまで目安です。世帯構成や年齢等によって異なります。

世帯人数	世帯構成（例）	世帯全員の年間総所得額
2人	母・小学生	約194万円
3人	父・中学生・小学生	約272万円
4人	父・母・中学生・小学生	約330万円



### 2 申請手続き

就学援助を希望される方は毎年度申請が必要です。申請書はお子さまが入学予定または在籍している学校で配付しております。申請書に必要事項を記入の上、添付書類と一緒に学校へ提出してください。

兄弟姉妹がいる方は、世帯で1枚の申請書で申請することができます。なお、小学校と中学校にお子さまがいらっしゃる場合は、小学校へ提出してください。

#### ■ 提出書類

(1) 就学援助費受給申請書

(2) 振込先口座通帳の写し（口座番号や名義（フリガナ）が記載されている部分）

※通帳レス口座で通帳が発行されていない場合は、必要箇所が確認できるものをお願いします。

（キャッシュカードの写し、インターネットバンキングの口座番号等の画面印刷など）

(3) 申請理由に応じた添付書類

① 生活保護の認定を受けている方・・・生活保護受給証明書の写し

- ② 児童扶養手当の全部支給を受けている方・・・児童扶養手当証書の写し
  - ③ 東日本大震災で被災し、住宅が全壊または半壊した方・・・り災証明書の写し
  - ④ 福島原発避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域に指定された地域から避難している方・・・被災証明書の写し
- (4) 所得証明書 (令和6年1月1日時点で釜石市に住民登録がなかった方のみ)

#### ■ 提出先及び提出期限

- (1) 提出先 お子さまが入学予定または在籍している学校
- (2) 提出期限 学校で定めた期限までに提出してください。  
※年度途中の申請については随時受付いたします。



#### 3 支給時期と支給方法

- (1) 支給時期 原則として年3回（7月・11月・3月）の支給となります。
- (2) 支給方法 申請書に記載のある金融機関口座への振込みとなります。  
※ただし、学校が徴収する教材費等に著しい滞納がある場合には、校長の判断に基づき、お子さまが在籍している学校を通じて、差額を現金で支給することがあります。  
※給食費は給食センターへ、医療費は医療機関へ教育委員会から直接支払います。

#### 4 主な就学援助の内容

※支給費目、内容及び1人あたりの支給限度額は令和6年度の内容です。

支給費目	内容	1人あたりの支給限度額	
		小学校	中学校
学用品費	通常必要とする学用品の購入費	11,630円	22,730円
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費（小中学校ともに1学年を除く。）	2,270円	2,270円
校外活動費	校外活動（宿泊研修や校外学習等）での交通費・見学料	宿泊なし	2,310円
		宿泊あり	6,210円
新入学児童生徒学用品費	入学時に通常必要とする学用品及び通学用品の購入費 ※入学前支給を受給済みの方は、入学後の支給は対象外です。	57,060円	63,000円
修学旅行費	修学旅行に参加するために必要とする交通費・宿泊費等	実費	実費
給食費	学校給食費	実費	実費
医療費	う歯（むし歯）、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、トラコーマ、白癬、疥癬、膿瘍疹、寄生虫病の治療費（個人負担分）	実費	実費
クラブ活動費	クラブ活動に必要とする経費	一	3,000円
生徒会費	生徒会費として負担する経費	1,000円	1,000円
P T A会費	P T A会費として負担する経費（集金がない児童生徒は対象外）	1,000円	1,000円
卒業アルバム代等	通常製作する卒業アルバム及び卒業写真またはそれらの購入費	11,000円	8,800円

※原則、事業の実施時に認定されている場合が支給の対象です。

ただし、通学用品費及び新入学児童生徒学用品費については、4月1日付けで認定されている方が、支給対象となります。

※生活保護の認定を受けている方は、修学旅行費・医療費のみが支給対象となります。



#### [お問い合わせ先]

○釜石市教育委員会事務局 学校教育課

TEL：0193-22-8833

○お子さまが入学予定または在籍している学校